

令和4年3月
令和4年第2回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 3号	令和4年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 4号	令和4年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5号	令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6号	令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 7号	令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 8号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 9号	令和4年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第10号	令和4年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第11号	令和4年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第12号	令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第13号	令和3年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第14号	令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第15号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第6号）	別冊
議案第16号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第2号）	別冊
議案第17号	令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第18号	令和3年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第19号	栃木市自転車等駐車場条例の制定について	1
議案第20号	栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第21号	栃木市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第22号	栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第23号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	12
議案第24号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第25号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第26号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19

議案第27号	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	24
議案第28号	栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第29号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	28
議案第30号	都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	35
議案第31号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第32号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	42
議案第33号	栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正する 条例の制定について	45
議案第34号	栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する 条例の制定について	47
議案第35号	工事請負契約の締結について (栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事)	49
議案第36号	工事請負契約の締結について (栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事)	50
議案第37号	工事請負契約の締結について (栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事)	51
議案第38号	財産の無償貸付けについて	52
議案第39号	財産の取得について	53
議案第40号	市道路線の認定について	54
議案第41号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	55
議案第42号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	56
議案第43号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	57

栃木市自転車等駐車場条例の制定について

栃木市自転車等駐車場条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市自転車等駐車場条例

(設置)

第1条 自転車等の利用者の利便に供するとともに、自転車等の放置を防止し、並びに都市の美観及び良好な交通環境を保持するため、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）

第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

(2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新大平下駅西口自転車駐車場	栃木市大平町富田5207番地3
新大平下駅東口自転車等駐車場	栃木市大平町富田558番地8
大平下駅自転車等駐車場	栃木市大平町富田1805番地4

(駐車対象車両)

第4条 駐車場に駐車できる車両の種類は、次のとおりとする。

名称	駐車できる車両の種類
新大平下駅西口自転車駐車場	自転車
新大平下駅東口自転車等駐車場	自転車等
大平下駅自転車等駐車場	自転車等

(使用料)

第5条 駐車場の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第6条 市長は、駐車場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(禁止行為)

第7条 駐車場を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設若しくは附帯設備又は駐車中の他の自転車等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 火気類を使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を来すおそれのある行為

(長期間継続して駐車されている自転車等に対する措置)

第8条 市長は、駐車場内に長期間継続して駐車されている自転車等がある場合は、当該自転車等に対し、警告札を取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による警告札を取り付けたにもかかわらず、相当の期間にわたり駐車されている場合は、当該自転車等を移動し、保管するこ

とができる。

- 3 市長は、前項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）に自転車等を返還するための必要な措置を講ずるものとする。

（費用の徴収等）

第9条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用として規則で定める金額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定める者については同項の費用の納付を免除することができる。

（自転車等の処分）

第10条 市長は、第8条第2項の規定により移動し、保管した自転車等で利用者等が明らかでないもの及び利用者等に引き取られないものについては、一定期間経過した後に当該自転車等を処分することができる。

（損害賠償）

第11条 駐車場の施設又は附帯設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 市は、駐車場で自転車等に損害が発生した場合において、その損害が天災地変その他市の責めによらない理由によるものであるときは、その責めを負わない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例

栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第7条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市住民投票条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市住民投票条例の一部を改正する条例

栃木市住民投票条例（平成27年栃木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項から第5項まで及び第8条第1項中「及び押印」を削る。

第10条中「及び押印」及び「及び印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成22年栃木市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者の面前において」を削り、「宣誓書に署名してから」を「宣誓書を任命権者に提出してから」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中

「
年 月 日
氏 名 ⑩ を
」

「
年 月 日
氏 名 に
(自署しない場合は、記名押印してください。)
」

改める。

(栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例（平成22年栃木市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2条」を削る。

第2条中「学校職員となった者は、」の次に「宣誓書（別記様式）を」を加え、「公務員の前で、宣誓書（別記様式）に署名してから」を「公務員に提出してから」に改める。

別記様式中「、公正」を「公正」に、

「

年 月 日

学校名 を

氏 名 ⑩

」

「

年 月 日

学校名 に

氏 名

（自署しない場合は、記名押印してください。）

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1の7の項中「不妊治療を受けるため」を「不妊治療に係る通院等のため」に改め、「6日」の次に「（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）」を加え、「範囲内でその都度必要と認められる」を「範囲内の」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条中「合計額」の次に「（休暇等条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては、同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間により算出した当該合計額）」を、「祝日法による休日」の次に「（土曜日に当たる日を除く。）」を加え、「これらの日のうち同条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く」を「日曜日又は土曜日に当たる日を除く」に、「同条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年3月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の8.2」を「100分の6.6」に改める。

第5条中「3万2,300円」を「2万5,100円」に改める。

第5条の2第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「23,800円」を「18,600円」に改め、同条第2号中「11,900円」を「9,300円」に改め、同条第3号中「17,850円」を「13,950円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第8条中「100分の2.4」を「100分の2.1」に改める。

第9条の2中「1万2,900円」を「1万1,200円」に改める。

第9条の3中「6,000円」を「6,200円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「58万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」

に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「22,610円」を「17,570円」に改め、同号イ(ア)中「16,660円」を「13,020円」に改め、同号イ(イ)中「8,330円」を「6,510円」に改め、同号イ(ウ)中「12,495円」を「9,765円」に改め、同号オ中「9,030円」を「7,840円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,340円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「16,150円」を「12,550円」に改め、同号イ(ア)中「11,900円」を「9,300円」に改め、同号イ(イ)中「5,950円」を「4,650円」に改め、同号イ(ウ)中「8,925円」を「6,975円」に改め、同号オ中「6,450円」を「5,600円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,100円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「6,460円」を「5,020円」に改め、同号イ(ア)中「4,760円」を「3,720円」に改め、同号イ(イ)中「2,380円」を「1,860円」に改め、同号イ(ウ)中「3,570円」を「2,790円」に改め、同号オ中「2,580円」を「2,240円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,240円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げ

る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,765円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者

均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について

次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,530円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,550円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,100円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第18項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第19項、第20項及び第22項から第29項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4項、

第3条、第5条、第5条の2、第8条、第9条の2、第9条の3、第13条第1項、第23条並びに第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第18項から第20項まで及び第22項から第29項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例（平成22年栃木市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「精神保健福祉センター」の次に「（以下「精神保健福祉センター」という。）」を、「以下」の次に「これらを」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者であること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例

栃木市学童保育施設条例（平成22年栃木市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

栃木市宮の子学童保育	栃木市大宮町1777番地1
------------	---------------

を

」

「

栃木市しろのうち学童保育	栃木市城内町1丁目3番3号
栃木市宮の子学童保育	栃木市大宮町1777番地1

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子
育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子
育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第
46号）の一部を次のように改正する。

目次中

「
第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53
条―第61条） を

「
第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53
条―第61条） に

第3章 雑則（第62条）
」

改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削
る。

第35条第3項中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を
含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子

ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第38条第2項を削る。

第50条中「第11条中「教育・保育給付認定子ども」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」に、「以下この款において同じ。）」を「以下この款において同じ。）について」に改め、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「以下この項及び第19条」を「以下この項及び第19条において」に改める。

第51条第3項中「を除く。次条第3項において同じ」を「を除く」に改め、「第33条までを含む」の次に「。次条第3項において同じ」を加える。

第52条第3項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

第56条第2項中「その他施設等利用給付費」を「その他施設等利用費」に改める。

第58条中「施設等利用給付認定子ども」の次に「（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）」を加える。

第60条第1項中「（法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子

育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を
改正する条例

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例（平成22年栃木市
条例第188号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9第1号か
ら第5号まで」に改め、「掲げる」の次に「区域並びに同条第6号及び第7
号に掲げる」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に關する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る開発行為について適用し、同日前になされた申請に係る開発行為については、なお従前の例による。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の41の項中「第5条第1項又は第3項」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項の1の(1)のイ中「当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。(2)及び43の項において同じ。）」を「当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。(2)及び次項において同じ。)若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同じ。)又はこれらの写し」に改め、同項の1の(1)のイの(ア)中「18,000円」を「17,000円」に改め、同項の1の(1)のイの(イ)中「35,000円」を「28,000円」に、「57,000円」を「43,000円」に、「100,000円」を「67,000円」に、「177,000円」を「106,000円」に、「306,000円」を「161,000円」に、「563,000円」を「269,000円」に、「790,000円」を「338,000円」に改め、同項の1の(1)のイを削り、同項の1の(1)のウ中「及びイ」を削り、同項の1の(1)のウを同項の1の(1)のイとし、同項の1の(2)の

ア中「当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類」を「当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し」に改め、同項の1の(2)のアの(ア)中「26,000円」を「24,000円」に改め、同項の1の(2)のアの(イ)中「49,000円」を「39,000円」に、「80,000円」を「61,000円」に、「141,000円」を「98,000円」に、「247,000円」を「156,000円」に、「428,000円」を「238,000円」に、「787,000円」を「401,000円」に、「1,104,000円」を「504,000円」に改める。

別表第2の42の項及び43の項を次のように改める。

<p>42 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 前項1(1)アに規定する金額の2分の1に相当する金額</p>
---	--

イ ア以外の場合 前項 1 (1)イに規定する
金額の 2 分の 1 に相当する金額

(2) (1)以外の場合

ア 当該長期優良住宅建築等計画の変更の申
請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構
造等である旨が記載された確認書又はその
写しの添付があった場合 前項 1 (2)アに
規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

イ ア以外の場合 前項 1 (2)イに規定する
金額の 2 分の 1 に相当する金額

2 1 の申請に併せて行う建築基準法第 6 条第 1
項に規定する建築基準関係規定に適合するかど
うかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金
額を合算した金額

(1) 床面積 (建築物の計画の変更に係る部分に
あつては当該計画の変更に係る部分の床面積
の 2 分の 1、床面積の増加する部分にあつて
は当該増加する部分の床面積) の合計に応じ、
前項 2 (1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当
する建築物については、前項 2 (2)に規定する
金額

(3) 建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する建築設
備が設置される建築物については、当該建築

	設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては前項2(3)に規定する金額	
43 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく許可	認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の容積率に関する特例許可申請手数料	160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の
一部を改正する条例

(栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年栃木市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に、「250,000円」を「240,000円」に、「200,000円」を「192,000円」に、「170,000円」を「163,000円」に、「129,000円」を「124,000円」に、「113,500円」を「109,000円」に、「103,000円」を「99,000円」に、「82,500円」を「79,000円」に、「67,000円」を「64,000円」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の2項を加える。

5 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

従事時間が7時間45分以上の災害の場合 1日につき8,000円

従事時間が7時間45分未満の災害の場合 1日につき4,000円

現場到着時に鎮火していた火災及び誤報による出動の場合 1日につき
2,000円

警戒及び訓練の場合 1日につき2,000円

6 出動報酬は、4月から9月までの間に従事した職務について11月に、
10月から翌年3月までの間に従事した職務について翌年5月に支給す
る。

第13条第1項中「水火災」を「災害」に、「2,000円」を「20
0円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 費用弁償は、4月から9月までの間に従事した職務について11月に、
10月から翌年3月までの間に従事した職務について翌年5月に支給す
る。

(栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例の一部改正)

第2条 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例（令和2年栃木市条例第40号）の一部を次のように改正す
る。

第2条のうち第12条の改正規定中「200,000円」を「192,
000円」に、「170,000円」を「163,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の一部を改正する条例

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例（令和3年栃木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「文化課」を「美術・文学館課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する
条例の制定について

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する条例

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例（平成29年栃木市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 975,700,000円
- 4 契約の相手方 栃木市大町18番12号
大木・荒川・館野特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大木組
代表取締役 大木 敬

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 352,000,000円
- 4 契約の相手方 栃木市今泉町2丁目13番28号
ホリエ・大興特定建設工事共同企業体
代表者 ホリエ電設工業株式会社
代表取締役 堀江 貴浩

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 228,250,000円
- 4 契約の相手方 栃木市太平町西水代2767番地
トリタ・関根特定建設工事共同企業体
代表者 トリタ設備工事株式会社
代表取締役 西田 淳

財産の無償貸付けについて

とちぎメディカルセンター敷地として、次の財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	所在	面積
土地	栃木市境町5番2、5番3の各一部	4,150.59 m ²

2 無償で貸付けする期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

3 無償貸付けの相手方 栃木市境町27番21号

一般財団法人とちぎメディカルセンター

代表理事理事長 福田 健

4 無償貸付けの条件

無償で貸付ける土地は、とちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

財産の取得について

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田、畑	12,197.00㎡	栃木市都賀町平川 玄番内309番1 他10筆

2 取得の方法 随意契約による買入れ

3 取得予定価格 37,731,170円

4 取得相手 栃木市都賀町地内居住者 他2名

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道11417号線	旭町	旭町	
市道12335号線	大宮町	大宮町	
市道12336号線	大宮町	大宮町	
市道14375号線	菌部町4丁目	菌部町4丁目	
市道61278号線	岩舟町静	岩舟町静	
市道61279号線	岩舟町静	岩舟町静	

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町藤岡2737番地

氏 名 矢口 稔

生年月日 昭和28年9月9日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町大前3190番地
氏 名 藤野 喜代子
生年月日 昭和31年1月14日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年2月18日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市城内町2丁目7番27号

氏 名 岸 千賀子

生年月日 昭和34年1月21日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

